

別表（第3条関係）

事業区分	事業の種別	交付対象者	交付対象となる地区	交付額
人材配置支援	専任スタッフ配置支援事業	市町村	—	(1) 実施要綱別表に定める区分が正規職員等の場合にあつては、支援対象経費に3分の2を乗じて得た額 (2) 実施要綱別表に定める区分が臨時・非常勤職員等の場合にあつては、支援対象経費に10分の2を乗じて得た額
	「要」の人材配置支援事業	次のいずれかに該当する市町村 (1) 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）でない中山間地域のある市町村 (2) 過疎債ソフト発行限度額（過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成22年総務省令第49号）第2条第1項及び第3条第1項に定める額をいう。以下同じ。）を超えて過疎債ソフト（過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。以下同じ。）を発行する予定の市町村	(1) 交付対象者の欄の(1)の場合にあつては、過疎地域でない中山間地域にある地区 (2) 交付対象者の欄の(2)の場合にあつては、中山間地域にある地区	支援対象経費に10分の1.5を乗じて得た額
地域活動支援	計画策定等の取組支援事業	次のいずれかに該当する市町村 (1) 過疎地域でない中山間地域のある市町村 (2) 過疎債ソフト発行限度額を超えて過疎債ソフトを発行する予定の市町村	(1) 交付対象者の欄の(1)の場合にあつては、過疎地域でない中山間地域にある地区 (2) 交付対象者の欄の(2)の場合にあつては、中山間地域にある地区	支援対象経費に10分の1.5を乗じて得た額
	実践活動等支援事業	市町村	—	支援対象経費に2分の1を乗じて得た額
拠点整備支援	拠点整備支援事業	過疎地域でない中山間地域のある市町村	—	支援対象経費に2分の1を乗じて得た額